

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇 号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 ☐ この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。		
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 22 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 松 坂 亜 衣

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 14 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所第 2 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者 (国や都道府県、債務者でない所有者等) に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 22 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,670,000 5,336,000	一括	1,334,000	49,949	0
1	1,850,000				
2	2,050,000				
3	2,770,000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 滝沢市篠木黒畑
地 番 1 3 3 番 2
地 目 宅地
地 積 7 8 . 6 2 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1
- 2 所 在 滝沢市篠木黒畑
地 番 1 3 3 番 3
地 目 宅地
地 積 8 6 . 8 3 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1
- 3 所 在 滝沢市篠木黒畑 1 3 3 番地 3、1 3 3 番地 2
家屋 番号 1 3 3 番 3
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 6 6 . 2 4 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
共有者 B 持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 26 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 松 坂 亜 衣

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

1 所 在 滝沢市篠木黒畑

地 番 1 3 3 番 2

地 目 宅地

地 積 7 8 . 6 2 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 滝沢市篠木黒畑

地 番 1 3 3 番 3

地 目 宅地

地 積 8 6 . 8 3 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

3 所 在 滝沢市篠木黒畑 1 3 3 番地 3、1 3 3 番地 2

家屋 番号 1 3 3 番 3

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
2 階 6 6 . 2 4 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



令和 8 年 (ケ) 第 6 号
令和 8 年 2 月 2 5 日受理
令和 8 年 4 月 2 1 日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 滝沢市篠木黒畑
 地 番 1 3 3 番 2
 地 目 宅地
 地 積 7 8 . 6 2 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 滝沢市篠木黒畑
 地 番 1 3 3 番 3
 地 目 宅地
 地 積 8 6 . 8 3 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 3 所 在 滝沢市篠木黒畑 1 3 3 番地 3、1 3 3 番地 2
 家屋番号 1 3 3 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 6 6 . 2 4 平方メートル
 2 階 6 6 . 2 4 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

不動産の表示	「物件目録（物件１、２、３）」のとおり	
住居表示	(未実施)	
土地	物件１、２	
現況地目	■宅地	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり	
建物	物件３	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件 1、2 土地関係

- 1 物件 1 土地及び物件 2 土地は、一体となって物件 3 建物の敷地として利用されている。
- 2 本一体地は、公図上、東側で国土交通省が所有する公衆用道路（地番 1 1 6）に、南側で岩手郡滝沢村（現 滝沢市）が所有する公衆用道路（地番 1 1 5）に、それぞれ接面している。
現況、本一体地は、東側で幅員約 9.0 メートルの舗装市道「上黒畑 1 号線」（両側歩道付）に、南側で幅員約 6.0 メートルの舗装市道「上黒畑 4 号線」に、それぞれ接面している。
- 3 本一体地の南東部分に物置付カーポート（工作物）がある。（土地建物位置関係図及び写真 3 参照）

■物件 3 建物関係

- 1 本建物内で猫が一匹飼育されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■担保権者使用人	共有者 A と B のご関係は、夫婦です。
■ A (債務者兼共有者)	物件 3 建物は私と相共有者が住宅として使用しています。 物件 3 建物で猫を一匹飼育しています。 物件 3 建物の浴室は 2 階にのみあります。 物件 3 建物の 1 階の玄関から入って右の部屋とそこから回り込んで入る部屋は仕事に使っています。個人事業主でデザイン関係の仕事をしています。 物件 3 建物の内側から銀色のシートを貼っているのは、断熱を目的としたものです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月26日(木)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和8年2月26日(木)	執行官室(郵便)	滝沢市役所へ課税関係資料申請
令和8年2月26日(木)	執行官室(FAX)	道路照会
令和8年3月16日(月) 15:05~15:15	物件所在地	物件確認、外観調査
令和8年3月25日(水)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和8年4月9日(木) 16:35~16:37	執行官室(電話)	担保権者使用人に聴取
令和8年4月13日(月) 13:50~14:35	物件所在地	A、C立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

☒ 令和 8 年 4 月 13 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場し、威力の行使の可能性があったので、立会人Cを立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させ、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

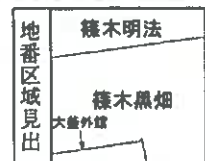
A3判をA4判に縮小

(座標値単位：図上測定) +20670.867



+20545.867 (座標値単位：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyowoki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	滝沢市篠木黒畑				地番	133番2			
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成14年3月29日			備付年月日(原図)	平成14年12月24日			補記事項		

655383

各階平面図

建物図面

133-3

家屋番号

79番

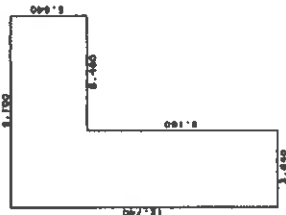
建物の所在

岩手郡滝沢村森木字黒畑79番地、79番地先

仮換地一盛岡広域都市計画事業大森地区土地区画整理事業施行地区内
街区番号 1-12 面地番号 6-2, 6-3

岩手郡滝沢村森木字黒畑133-3, 133-2

1 階

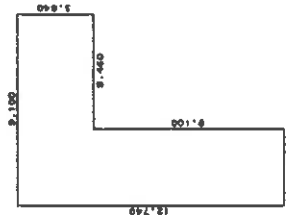


延床面積

$$\begin{array}{r} 3.640 \times 12.740 = 46.3736 \\ 5.450 \times 3.640 = 19.8744 \\ \hline 66.2480 \end{array}$$

$$\text{床面積} \quad 66.24 \text{ m}^2$$

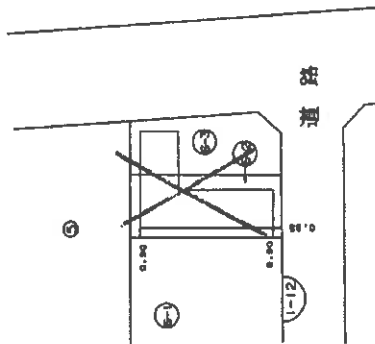
2 階



延床面積

$$\begin{array}{r} 3.640 \times 12.740 = 46.3736 \\ 5.450 \times 3.640 = 19.8744 \\ \hline 66.2480 \end{array}$$

$$\text{床面積} \quad 66.24 \text{ m}^2$$



(図面通12)

作製者

縮尺 1/250

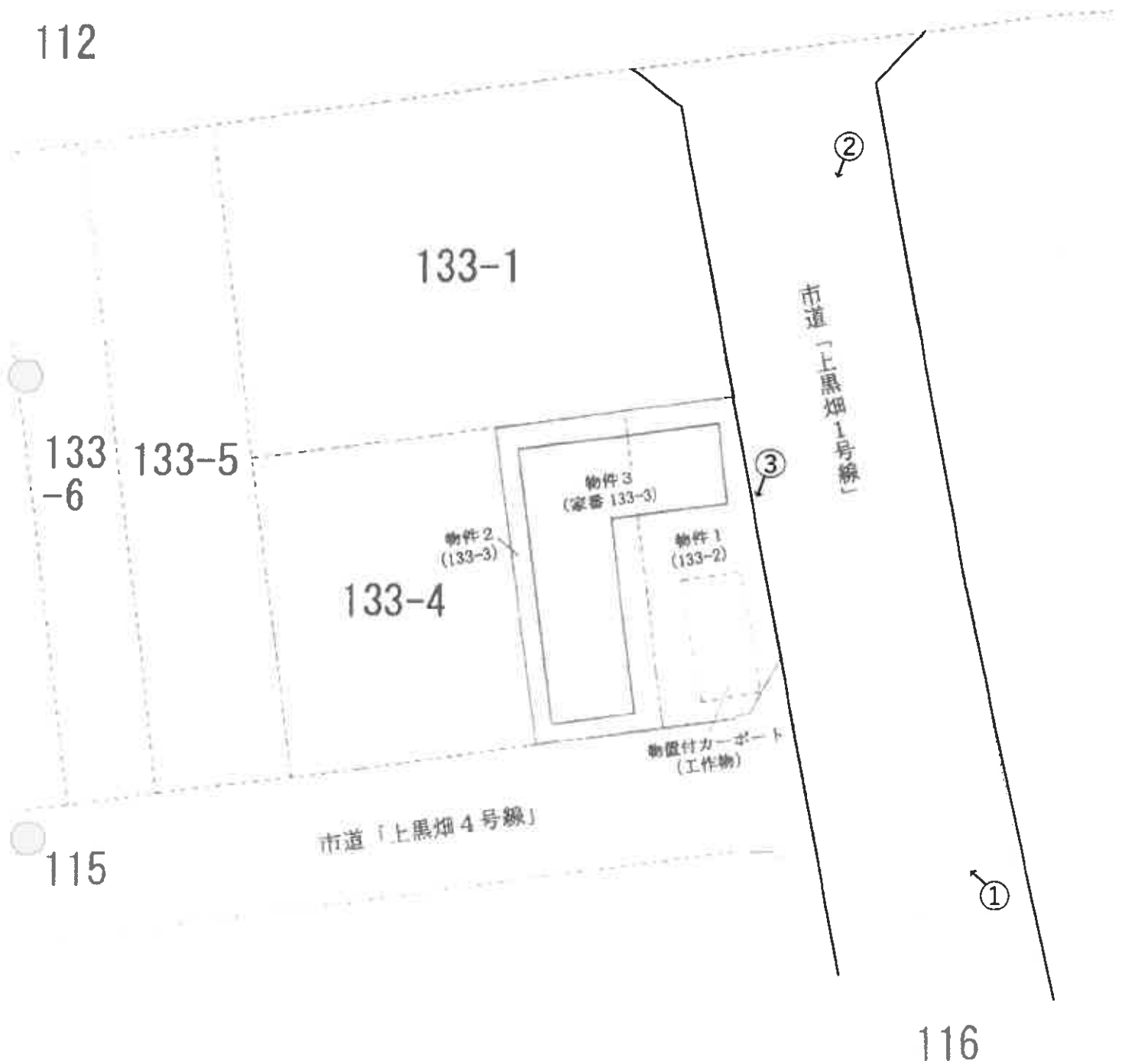
申請人

縮尺 1/500

平成11.12.2

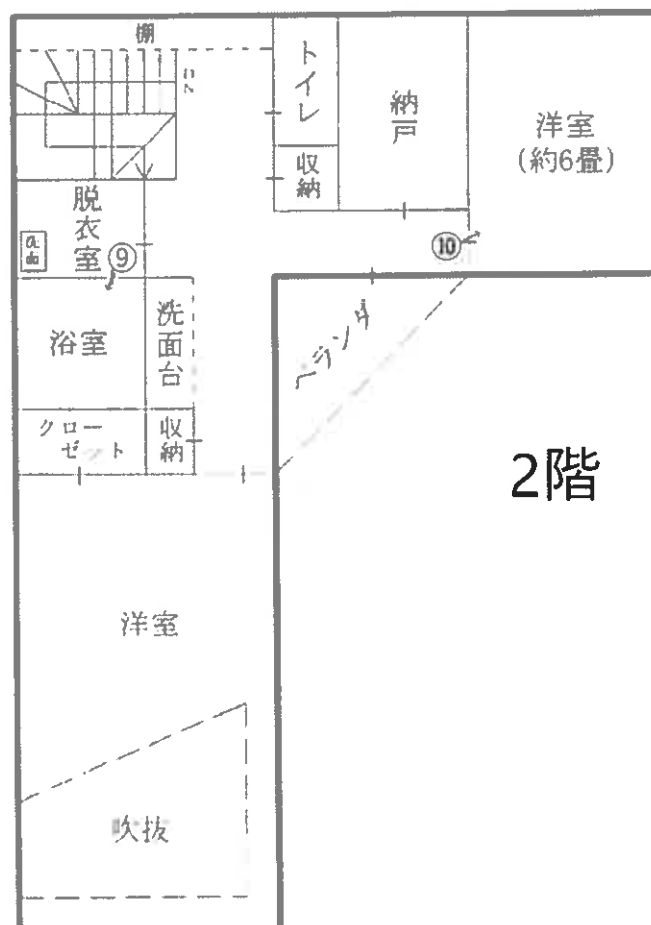
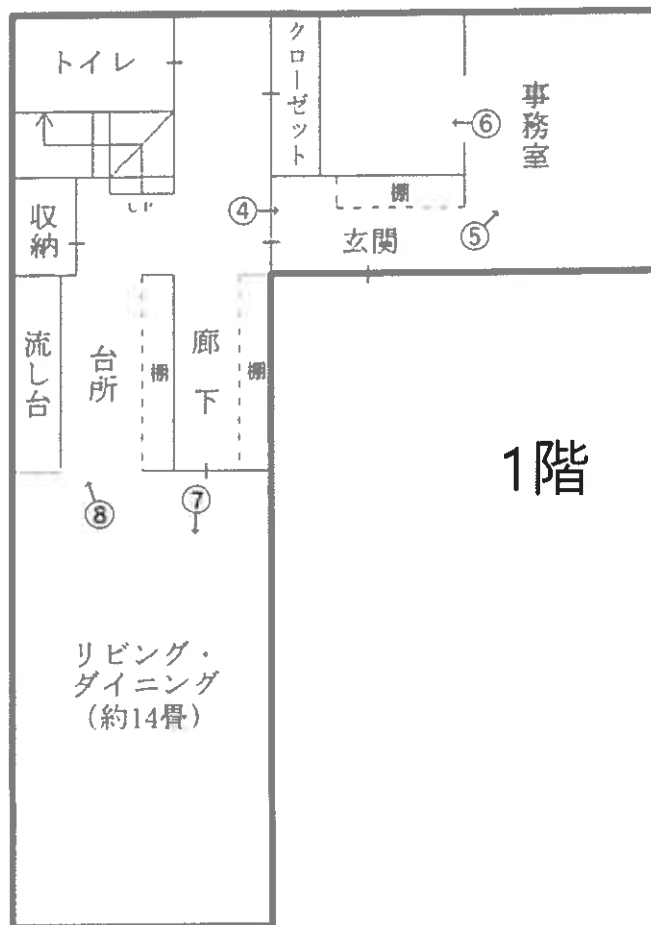
令和8年（ケ）第6号 土地建物位置関係図

N
S≒1/250



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地・建物の形状及び位置関係は概略を記載したものである。

令和8年(ㄱ)第6号 物件3建物 間取図



←○印は写真撮影場所であり、
○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、
便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 10



令和 8 年 (ケ) 第 6 号
令和 8 年 4 月 13 日 現地調査
令和 8 年 5 月 1 日 評 価

盛岡地方裁判所第 2 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉田 勇光

第1 評価額

一括価格	
物件1～3	金6,670,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金1,850,000円
物件2（土地）	金2,050,000円
物件3（建物）	金2,770,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積 共有者	滝沢市篠木黒畑 1 3 3 番 2 宅地 7 8 . 6 2 m ² A 持分2分の1 B 持分2分の1	同左
2	所在地 地積 共有者	滝沢市篠木黒畑 1 3 3 番 3 宅地 8 6 . 8 3 m ² A 持分2分の1 B 持分2分の1	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 共有者	滝沢市篠木黒畑 1 3 3 番地 3、1 3 3 番地 2 1 3 3 番 3 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 6 6 . 2 4 m ² 2階 6 6 . 2 4 m ² A 持分2分の1 B 持分2分の1	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1、2一体）

位置・交通	JR田沢湖線「大釜」駅の南東方・道路距離約340m 最寄バス停「大釜駅口」の北東方約230m（徒歩約3分） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	対象物件の存する地域は、滝沢市の南端に位置する、駅徒歩圏内の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 60% 200% — 特になし
画地条件	地積 間口 奥行 形状 その他	計165.45㎡ 約12m 約11.5m ほぼ長方形 角地 略等高 平坦地
接面道路の状況	東側幅員約9m舗装市道「上黒畑1号線」（両側歩道付） 南側幅員約6m舗装市道「上黒畑4号線」 （ともに建築基準法第42条第1項1号道路）	
土地の利用状況等	物件1、2の土地は、一体利用されており、土地共有者らが後記建物を共有し、占有している。 下記工作物が設置されている。 物置付カーポート … 約5.8m×2.7m	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	現地調査の範囲では土壌汚染の端緒は認められなかったが、当該調査は試料採取・分析を行うものではないため、汚染の有無は指定調査機関等の専門家による土壌汚染状況調査でなければ確定はできない。 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成11年11月21日新築 経過年数 26年 経済的残存耐用年数 4年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板 外 壁：サイディング 内 壁：クロス貼、腰壁他 天 井：クロス貼他 床：フローリング他 設 備：電気、給排水設備等一式 その他：－ （注）建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	第3 目的物件記載の通り。
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 建物間取図の通り
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況は、建物共有者らが住居として使用し、占有している。
特 記 事 項	内外装のやや劣化箇所等が観察される。 猫一匹が飼育されている。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	43,600	1.061	78.62	1.00	3,640,000
2	43,600	1.061	86.83	1.00	4,020,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示標準地 滝沢-5

標準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$42,300\text{円}/\text{㎡} \times 101.3/100 \times 100/102.5 \times 100/95.9 \approx 43,600\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 +2.5%

◇地 域 格 差：街路条件 -5.0%、交通接近条件 +1.0%（相乗積 -4.1%）

イ 個 別 格 差：方位 +3.0%、角地 +3.0%（相乗積 +6.1%）

ウ 地 積：登記数量を採用。

エ 建付減価補正率：建物と敷地との適応の状態等を考慮の上、建付減価補正率を査定した。

② 物件3（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	170,000	132.48	0.154	3,470,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

定額法：経済的全耐用年数 30 年，経過年数 26 年，経済的残存耐用年数 4 年、残価率 10%で、22%と査定した。

$= \{ \text{残価率 } 10\% + (1 - 0.10) \times [\text{経済的残存耐用年数 } 4 \text{ 年} \div (\text{経過年数 } 26 \text{ 年} + \text{経済的残存耐用年数 } 4 \text{ 年})] \} \approx 0.22$ （小数第3位四捨五入）

観察減価法：全体として経年相応の減価であるが、内外装のやや劣化等も見られ、観察減価を-30%と判断した。

定額法 観察減価

現価率 $= 22\% \times (100\% - 30\%) = 15.4\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア × イ ÷ ウ
1	3,640,000	0.15	法定地上権	550,000
2	4,020,000	0.15	法定地上権	600,000
土地利用権等価格 (合計)				1,150,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 15%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1⑩オ、1⑫エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	3,640,000	-550,000		1.00	0.60	1,850,000
2	4,020,000	-600,000		1.00	0.60	2,050,000
3	3,470,000	+1,150,000	1.00	1.00	0.60	2,770,000
一括価格 (合計)						6,670,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

・地価公示価格（滝沢－5）

所 在：滝沢市篠木明法129番4外（宅地）

価 格：42,300円/㎡

位 置：JR田沢湖線「大釜」駅の南東方道路距離約350m

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：289㎡

供給処理施設：水道 ガス 下水

接 面 街 路：南東側7m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化区域

第二種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 況：一般住宅、アパート等が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

配置図

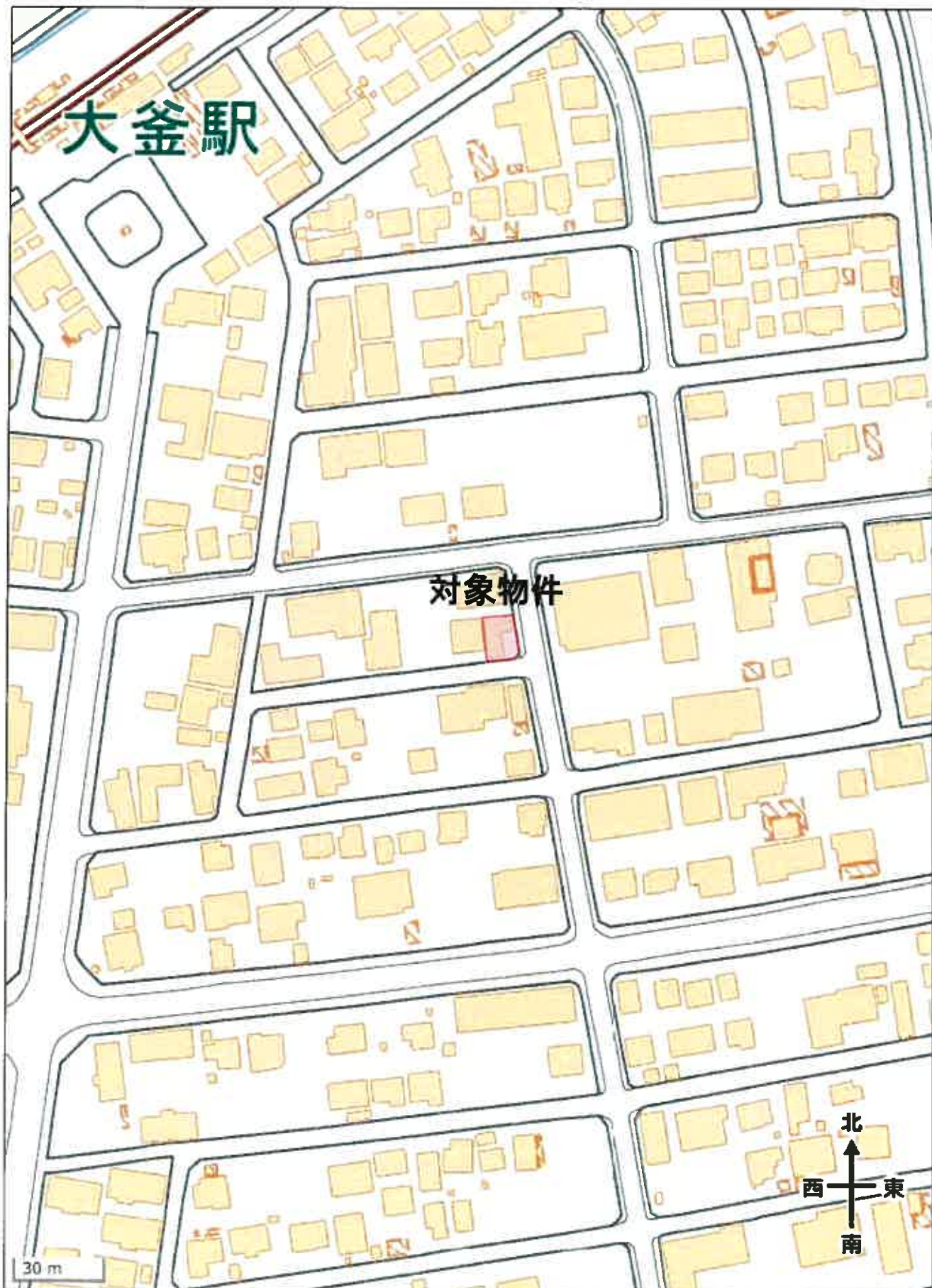
建物間取図

仮名一覧表

以 上



※国土地理院地図引用一部加工



※国土地理院地図引用一部加工



+20545.867 (座標値種別：図上測定)
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (toughokutaiheiyouki2011.par) による修正がされています。

地番区域見出

篠木明法

篠木黒畑

大釜外路

請求部	所在	滝沢市篠木黒畑				地番	133番2			
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成14年3月29日				備付年月日(原図)	平成14年12月24日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方法務局管轄)
令和8年1月19日
東京法務局中野出張所
登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方法務局第 8 号)
令和 8 年 1 月 19 日 東京法務局 中野出張所

登記官

655383

各階平面図

建物図面
各階平面図

133-3

家屋番号
79番

建物の所在
岩手県滝沢市藤木中上黒畑79番地、79番地先。

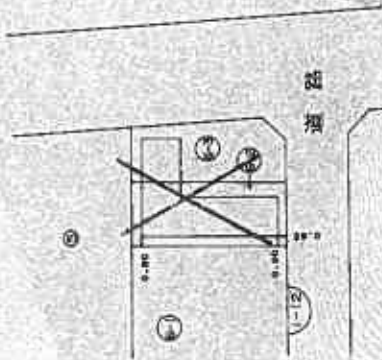
供養地 盛岡市都市計画事業大釜地区土地区画整理事業施行地区内
街区番号 1-12 土地番号 8-2、6-3

岩手県滝沢市藤木中上黒畑133-3、133-2

1 階



2 階



作製者

平成 11 年 11 月 24 日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

平成 11. 12. 2

A4判に縮小

配置図

112

133-1

市道「上黒畑1号線」

133-6

133-5

物件3
(家番 133-3)

物件2
(133-3)

物件1
(133-2)

133-4

物置付カーポート
(工作物)

市道「上黒畑4号線」

115

116

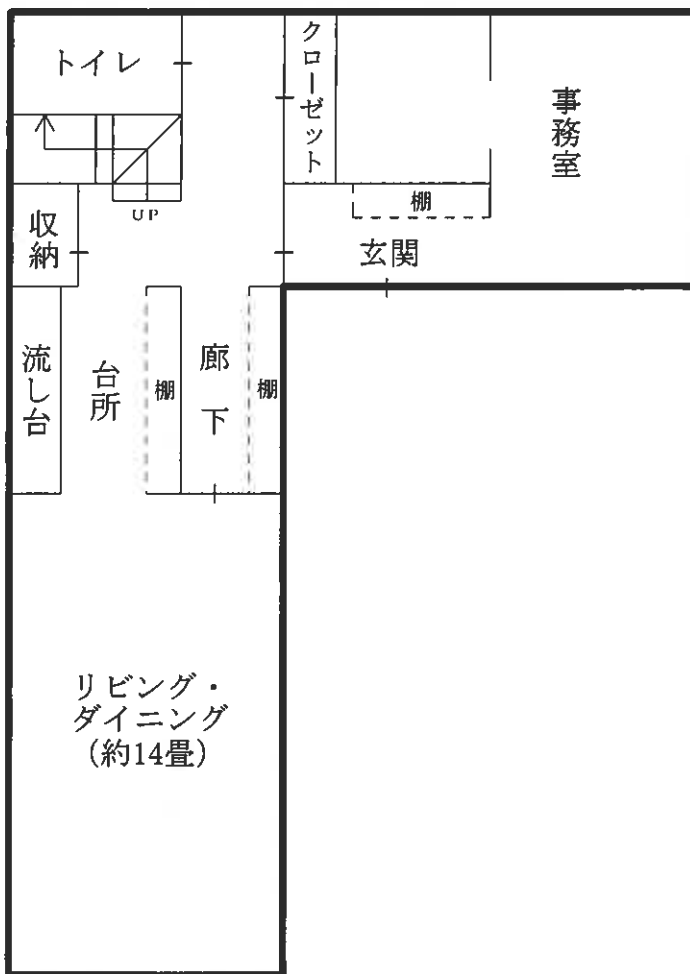
134-1

134-2



S ≒ 1 / 250

物件3
1階



2階

